

第五次長期総合計画 策定方針（案）

1 長期総合計画の法的位置付け

【地方自治法第2条第4項】

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

2 計画策定の背景

第四次長期総合計画は、平成13年度から始まり、目標は平成22年度として策定された。しかしながら、平成15年の別子山村との合併、国における三位一体の改革、平成16年の未曾有の台風災害など、計画策定時に想定できなかった出来事や社会情勢の変化もあり、本市を取り巻く情勢は大きく変化した。

このような中、中間年の平成17年度に本市の長期総合計画では初めて見直しを行い、「戦略」「市民」「職員」を意識し、また次期長期総合計画につなぐための後期5年間の戦略プランを策定した。現在、この後期戦略プランに則り、目指す都市像の実現に向けて、市民と共にまちづくりを進めているが、この成果の検証を行いながら、平成23年度からスタートする第五次長期総合計画の策定に取り組んでいかなければならない。

※本市長期総合計画の目指す都市像

第一次 「魅力ある田園工業都市をめざして」（昭和47年度～昭和56年度）

第二次 「魅力ある田園工業都市をめざして」（昭和56年度～平成2年度）

第三次 「潤いと活力にみちた産業・文化創造都市」（平成3年度～平成12年度）

第四次 「～共に創ろう～心と技と自然が調和した誇れる新居浜」（平成13年度～平成22年度）

3 計画策定の基本方針

（1）総合計画の構成（新居浜市長期総合計画に関する規程より）

市民の将来の幸福と福祉の増進を図り、もって本市の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的な計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなる。

- ・基本構想 市政の基本的な重要事項について作成する計画
（目指す都市像・まちづくりの目標・施策の大綱）
- ・基本計画 基本構想に基づく、望ましい都市像を実現するための施策手段の大綱について作成する計画
- ・実施計画 基本計画に基づき具体的な事務事業の実施について作成する計画

※基本計画及びこれに基づく実施計画は、計画的かつ効率的な行政を確立するため、現実に即し、科学性と総合性をもつように策定しなければならない。

（2）計画の期間

- ・基本構想及び基本計画

平成23（2011）年度を初年度として目標年次を平成32（2020）年度とする10か年の計画とする。なお、基本計画については、中間年での見直しを行う。

- ・実施計画

10年を単位とし、中間年での見直しを行う。

(3) 策定の視点

①市民との協働による計画づくり

情報の共有や対話を通じた共通の認識のもと、市民と行政が一体となって計画づくりを行う。策定の作業、内容については、随時ホームページ等で公開する。

②時代の潮流を反映した計画づくり

世界情勢や日本の動向等これからの社会経済情勢の変化を見極め、時代の潮流を的確に把握し、計画に反映させる。

③財政状況に即した計画づくり

財政計画を長期的な視点で推計し、歳入に準拠した実効性のある総合計画の施策の展開を行う。また、有効性の高い事業選択を行う。

④わかりやすく、活用できる計画づくり

計画の進捗を判断する物差しとなる指標及び数値目標の導入を行い、計画の成果を検証することができ、わかりやすく、活用できる計画とする。

(4) 策定作業期間

平成20年度～平成22年度の3か年で策定作業を行う。(平成22年12月議会で議決)

4 計画策定の作業概要

(1) 基礎調査

■意向調査

アンケート方式による調査

①市民意向調査

②郷土出身者意向調査

■まちづくり校区集会からの提言

各校区選出者から、今後のまちづくりについての意見・提言を受ける。

■小中高生からの提言

○小中学生からの提言

「子ども会議」において、本市の将来像について提言を受ける。

○高校生からの提言

高校生から本市の将来像について提言書等を受ける。

■各種団体ヒアリング及び企業ヒアリング

商工会議所、J A、ボランティア団体等市内各種団体及び企業ヒアリングを実施する。

■長期総合計画策定市民会議

市民の協働参画を实践するため、長期総合計画策定市民会議を開催する。

(2) 策定作業

■長期総合計画審議会

条例設置。審議会は、計画について諮問を受け、答申する。

■総合計画策定委員会

規程設置。職員で構成し、第四次長期総合計画の成果と課題の整理、国・県・民間を含めた新たな動向把握、本市の将来展望の調査研究を行う。

長期総合計画審議会と連携を図りながら、総合計画原案（基本計画を含めた計画全体）の立案及び策定を行う。

■パブリックコメント

長期総合計画原案について、パブリックコメントを行う。

5 策定体制

■新居浜市長期総合計画審議会

(1) 役割・任務

- ・長期総合計画審議会条例に基づき設置。諮問機関。
- ・長期総合計画の調査審議を行う。
- ・パブリックコメント終了後、答申を行う。

(2) 会議等

- ・委員30名以内。

■総合計画策定委員会 [庁内組織]

(1) 役割・任務

- ・長期総合計画に関する規程に基づき設置。
- ・長期総合計画の見直しのための現計画の成果及び課題の整理
- ・国、県及び民間を含めた新たな動向の把握
- ・新居浜市の将来展望の調査研究
- ・市民会議等の開催事務
- ・長期総合計画原案の立案及び策定
- ・長期総合計画審議会と連携しながら最終案をまとめる。
- ・実施計画原案の作成

6 年度別策定作業

<平成20年度>

■意向調査(基礎調査)

(1) 市民意向調査(実施済)

- 調査区域 新居浜市内全域
- 調査対象 新居浜市内在住の20歳以上の男女
- 標本数 3,000人
- 抽出方法 住民基本台帳による単純無作為抽出法
- 調査方法 郵送(配布・回収)による自記式アンケート
- 調査時期 平成20年10月

<平成21年度>

■意向調査(基礎調査)

(1) 郷土出身者意向調査

- 対象 市外在住の新居浜出身者 250名(全国にいはま倶楽部会員)
- 調査方法 郵送
- 調査期間 平成21年8月

■まちづくり校区集会からの提言

まちづくり校区集会は、7月から8月の2か月をかけて、小学校単位(18校区)で開催され、1校区から2名程度又は提言書により、地域住民から新居浜市及び地域における今後10年のまち

づくりへの提言や意見等を受ける。

■小中高生からの提言(基礎調査) 調整中

○小中学生からの提言 7月実施

「子ども会議」において、本市の将来像について提言を受ける。

○高校生からの提言

高校生から本市の将来像について提言書等を受ける。

■各種団体ヒアリング及び企業ヒアリング

商工会議所、JAなど市内各種団体及び企業へのヒアリングを実施する。8月から9月実施

■長期総合計画策定市民会議

市民の協働参画を実践するため、長期総合計画策定市民会議を開催する。

- ・10人程度/グループで、6つの分科会。まちづくりについて調査・研究を行い、長期総合計画作成について、意見、提言を行う。

<平成22年度>

■最終案のパブリックコメント実施(8月)

■総合計画(基本構想案)上程・議決(12月議会)

■長期総合計画本編及びダイジェスト版の印刷製本・発送

■実施計画の製本

<平成23年度>

■広報(市政だより・ホームページ 外)